

平成26年9月12日（金）

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 保育課

課長補佐 岩崎 武司（内線 7922）

予算係長 國松 弘平（内線 7927）

（代表電話） 03(5253)1111

（直通電話） 03(3595)2542

## 「待機児童解消加速化プラン」集計結果を公表 ～約19.1万人の保育の受け皿拡大を予定～

厚生労働省では、このほど「待機児童解消加速化プラン」（以下、加速化プラン）に基づく自治体の取組状況を取りまとめました。

加速化プランは、待機児童の解消に向けて、平成25年度からの2年間で約20万人分、平成29年度末までの5年間で合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保するため、自治体が行う保育所の整備や保育士確保などの取組みに対して、国として出来る限り支援しようとするものです。

今回は、平成26年5月30日までに加速化プランの実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」の提出があった454市区町村の取組みについて採択を行うとともに、加速化プランに不参加の自治体から提出のあった「保育拡大計画」の内容も含め、その実施状況について集計を行いました。

### 【集計結果】

○加速化プラン参加自治体数      454 市区町村    [351 市区町村]

- ・ 指定都市      20 市(全ての指定都市)    [20 市]
- ・ 特別区      23 区(全ての特別区)    [23 区]
- ・ 市町村      411 市町村                    [308 市町村]

\* [ ]内の市区町村数は、昨年8月公表時点の参加自治体数。

○加速化プラン不参加自治体数    1,288 市町村

○保育拡大量（平成25・26年度）    約19.1 万人    [ 20.1 万人 ]

- ・ 参加自治体      16.1 万人    [ 16.2 万人 ]
- ・ 不参加自治体    3.0 万人    [ 4.0 万人 ]

\* [ ]内の人数は、保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量。

# 待機児童解消加速化プランの実施状況

平成 26 年 5 月 30 日現在

## 1. 主要事業の実施状況 \* ( )内の市区町村数は、昨年8月公表時点の参加自治体数。

### [賃貸方式や国有地も活用した保育所整備 (ハコ)]

- (1) 保育所緊急整備事業 333 市区町村 (226 市区町村)  
保育所の創設、増築、増改築による整備に関して、補助率を嵩上げ (1/2→2/3)。土地を借り上げて保育所を整備する場合は土地借料を補助。
- (2) 賃貸物件による保育所整備事業 96 市区町村 (62 市区町村)  
賃貸物件を活用した保育所の整備に関して、補助率を嵩上げ (1/2→2/3)。
- (3) 小規模保育設置促進事業 84 市区町村 (一)  
小規模保育を実施するために必要な改修費等に関して、補助率を嵩上げ (1/2→2/3)。
- (4) 幼稚園長時間預かり保育改修事業 43 市区町村 (20 市区町村)  
幼稚園が長時間預かり保育を実施するために必要な改修費等に関して、補助率を嵩上げ (1/2→2/3)。
- (5) 家庭的保育改修等事業 40 市区町村 (49 市区町村)  
家庭的保育事業を実施するために必要な改修費等に関して、補助率を嵩上げ (1/2→2/3)。
- (6) 民有地マッチング事業 10 市区町村 (15 市区町村)  
土地等所有者と保育所整備法人などのマッチングを行う事業への補助。  
(※) 加速化プランに参加しなくても実施可能な事業。
- (7) 国有地、公有地の活用 28 市区町村 (30 市区町村)  
国有地、公有地を活用した保育所などの整備。  
(※) 加速化プランに参加しなくても実施可能な事業。

### [保育の量拡大を支える保育士確保 (ヒト)]

- (8) 職員用宿舍借り上げ 10 市区町村 (0 市区町村)  
保育士の人材確保や離職防止のため、保育士用の宿舍の借り上げのための費用を補助。
- (9) 保育体制強化事業 43 市区町村 (一)  
保育士の就業継続や離職防止のため、保育の周辺業務を担う人材を活用するための費用を補助。
- (10) 保育士等処遇改善臨時特例事業 413 市区町村 (244 市区町村)  
保育士などの処遇改善に取り組む私立保育所に対し、民間施設給与等改善費を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に補助。 (※) 加速化プランに参加しなくても実施可能な事業。

### [小規模保育など新制度の先取り]

- (11) 小規模保育運営支援事業 99 市区町村 (一)  
利用定員が 6～19 人以下の小規模保育事業の運営に要する費用を補助。
- (12) グループ型小規模保育事業 22 市区町村 (29 市区町村)  
複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施するグループ型小規模保育事業への補助。

- (13) 幼稚園長時間預かり保育支援事業 91 市区町村（56 市区町村）  
事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて、長時間預かり保育や3歳未満児の保育を実施する私立幼稚園に対し、運営費を補助。
- (14) 利用者支援事業 78 市区町村（一）  
保護者が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な情報提供、相談・援助等を行う事業に対する補助  
（※）加速化プランに参加しなくても実施可能な事業。

#### [認可を目指す認可外保育施設への支援]

- (15) 認可化移行改修費等支援事業 45 市区町村（一）  
認可外保育施設が設備運営基準を満たすために必要な改修費等への補助。
- (16) 認可外保育施設運営支援事業 111 市区町村（73 市区町村）  
一定の基準を満たし、事業開始後5年以内に認可保育所又は認定こども園への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助。
- (17) 認可化移行総合支援事業
- ・ 認可化移行可能性調査支援事業 41 市区町村（49 市区町村）  
認可保育所又は認定こども園への移行に障害となっている事由を診断し、移行するための計画書を作成する事業への補助。
  - ・ 認可化移行助言指導支援事業 22 市区町村（一）  
認可保育所又は認定こども園への移行に必要な助言・指導を行う事業への補助。
  - ・ 認可化移行移転費等支援事業 23 市区町村（一）  
立地場所や敷地面積の制約上、現行の施設では施設整備面で保育所等の基準を満たすことができない認可外保育施設の移転に必要な費用を補助。

#### [その他]

- (18) 地域型保育・子育て支援モデル事業 3 市区町村（3 市区町村）  
小規模な保育や地域子育て支援拠点のほか放課後児童クラブなどを組み合わせた多機能な保育事業の実施に対し、運営費を補助。
- (19) 広域的保育所利用事業 6 市区町村（一）  
自宅から遠距離にある保育所への通所を可能とするため、市町村が設置する送迎センターによる児童の送迎に必要な費用を補助。  
（※）加速化プランに参加しなくても実施可能な事業。

## 2. 保育拡大量の実績

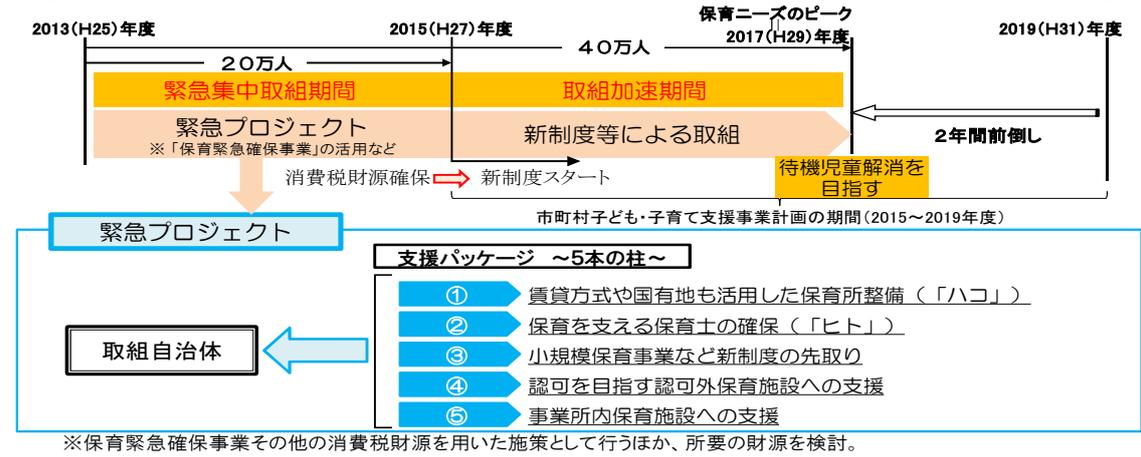
平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成25・26年度 保育拡大量
72,430人	118,803人	191,233人

※平成26年度保育拡大量は、平成26年5月30日時点での各市区町村における実績見込み。

# 【参考】待機児童解消加速化プランの概要

## 待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。
  - ▶ 「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。  
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
  - ▶ 「取組加速期間」(平成27～29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。
  - ▶ 保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。



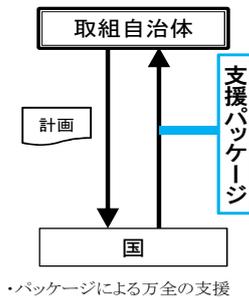
## 緊急プロジェクト (平成25・26年度)

### コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援(市町村の手上げ方式)
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

### 支援パッケージ ～5本の柱～

<計画の策定>  
 ・待機児童の減少目標人数  
 ・保育の整備目標量



- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
  - > 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
  - > 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
  - > 民有地のマッチング事業を導入(地主と整備事業者の結び付けによる整備促進)。

- ② 保育を支える保育士の確保(「ヒト」)
  - > 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
  - > 認可外保育施設等で働く無資格者の保育士資格取得支援。

- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
  - > 小規模保育(運営費、改修費、賃借料等を支援)、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施(即効性のある受け皿確保)。
  - > 利用者支援の先取り実施(子育て家庭等と適切な施設・事業の結び付け)。

- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
  - > 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

- ⑤ 事業所内保育施設への支援
  - > 助成要件を「自社労働者の子どもが1人以上いること」に緩和する。





















